

桜丘デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三愛会が開設する桜丘デイサービス（以下センターという。）が行なう指定通所介護及び指定介護予防通所介護（以下「通所介護及び予防通所介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護の状態要支援の状態にある高齢者に対し、適正な通所介護及び予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターの生活相談員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援を行なうことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業に当たっては、各関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行なうセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 桜丘デイサービスセンター
- (2) 所在地 士別市東11条4丁目3029番地19

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、兼務）
管理者は、センターの職員の管理及び通所介護及び予防通所介護業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- (2) 生活相談員 1名（常勤職員、兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画及び日程プログラム等のサービス調整を行なう。
- (3) 介護職員 5名（常勤職員）
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行なう。
- (4) 看護職員 1名（非常勤職員、機能訓練指導員兼務）
看護職員は、利用者の健康管理を行なう。
- (5) 機能訓練指導員 1名（非常勤職員、兼務）
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減を図るため、機能訓練を行なう。
- (6) 栄養士 1名（常勤職員、兼務）
栄養士は、給食業務全般を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする、ただし、サービス提供時間は、午前10時15分から午後3時30分までとする。

(通所介護及び予防通所介護の定員)

第6条 1日に通所介護及び予防通所介護のサービスを提供する定員は20名とする。

(通所介護及び予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 通所介護及び予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談及び援助。
- (2) 入浴、食事の介護及び送迎。

- (3) 健康チェック、日常生活上の健康相談及び訓練機能。
- 2 通所介護及び予防通所介護を利用した場合の料金は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護及び予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
- 3 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。
- (1) 通常の利用の実施区域を越えて行なう送迎に要した費用は、その実費を徴収する。
- (2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合は、通常の利用料として厚生大臣が定める額との差額を徴収する。
- (3) 食費 550円
- (4) おむつ代 現物にて返品
- 4 第3項の支払を受ける場合は、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、士別市内の区域とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第9条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) センターは、通所介護及び予防通所介護の開始に際し、利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他、必要事項を文書にて説明を行ない利用者の同意を得なければならない。
- (2) センターは、居宅サービス計画に沿った通所介護及び予防通所介護を提供するものとし、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、居宅介護事業者等に連絡・調整等の必要な援助を行なわなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 センターは、通所介護及び予防通所介護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し適切な措置を行なうものとする。

(非常災害対策)

第11条 センターは、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センター職員等の資質向上を図るため各種研修会参加の機会を設ける。

- 2 職員は業務上知り得た利用者のまたはその家族の秘密を保持する。
- 3 この規程に定める外、運営に関する重要事項は管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は一部を変更して、平成26年10月 1日から施行する。

この規程は一部を変更して、平成27年 8月 1日から施行する。